

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

平成24年9月23日執行の新潟県議会議員新潟市西蒲区選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年9月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙長の事務を取り扱う場所 所 在 地

新潟市西蒲区役所3階 304会議室 新潟県西蒲区巻甲2690番地1

(ただし、9月14日とし、9月15日以降は新潟市西蒲区役所2階選挙管理委員会事務室とする。)